

入札保証金の取扱いに係る説明書

1 入札保証

入札公告において、入札保証を求められた入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載予定の金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（以下「税込みの入札金額」という。）の100分の5以上の入札保証金又は（1）に掲げる入札保証金の納付に代わる担保を納付しなければならない。ただし、（2）に該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

（1）入札保証金の納付に代わる担保

- ア 国債
- イ 地方債
- ウ 市長が確実と認める金融機関が振出し又は支払保証をした小切手

（2）入札保証金の納付を免除できる場合

- ア 保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- イ 過去2年の間に国（公団を含む。）、他の地方公共団体又は市と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

2 入札保証金の納付方法

入札参加者は、1の定めに係る現金又は証書等を次のいずれかの方法により納付しなければならない。

（1）現金で納付する場合

入札参加者は、納入通知書の発行を当該入札執行課に申し出、それをもって税込みの入札金額の100分の5以上の入札保証金を金融機関に納付すること。

納付後は、入札公告に定められた期間内に領収書の写しを当該入札執行課に提出すること。

（2）有価証券を担保として提供する場合

入札参加者は、事前に当該入札執行課に連絡の上、定められた期間内に提出すること。

- ア 有価証券は、証券として提供が可能なものに限る。
- イ 有価証券の種類及び価格は次のとおりとする。

（ア）国債、地方債

その額面金額の100分の80に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とし、当該金額が税込みの入札金額の100分の5以上であること。

（イ）市長が確実と認める金融機関が振出し又は支払保証をした小切手

当該金額が税込みの入札金額の100分の5以上であること。

3 入札保証金の免除を求める場合

入札参加者が入札保証金の納付の免除を求める場合には、次のいずれかの書類を添付し、入札保証金免除申請書（別記様式第1号）を提出しなければならない。

（1）入札保証保険による場合

- ア 入札保証保険とは、落札者が契約を結ばない場合に、保険会社が保険金を支払うことを約する保険であり、入札参加者は定額てん補方式を申し込むこと。

イ 入札参加者は、入札公告に定められた期間内に税込みの入札金額の100分の5以上の保険金額である入札保証保険証券を当該入札執行課に提出すること。

ウ 入札保証保険証券の内容には、次の事項を含むものとする。

(ア) 被保険者が発注者であること。

(イ) 保険会社の記名押印（印刷済みのものを含む。）があること。

(ウ) 保険契約者が入札参加者であること。

(エ) 入札保証保険の対象とする件名が入札公告の件名と同一であること。

(オ) 入札保証保険の普通保険約款及び特約条項その他証券に記載した事項により入札保証保険契約を締結した旨の記載があること。

(カ) 保険期間が、開札日から契約予定日までを含むものであること。

(2) 過去2年の間に国（公団を含む。）、他の地方公共団体又は市と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

上記の契約の内容及び履行を証明できる契約書の写しを数件添付すること。

3 保証金額の変更等

(1) 入札保証金の額は、納付後の変更を認めないものとする。

(2) 有価証券等の額、入札保証保険の保険金額は、提出後の変更を認めないものとする。

(3) 複数の方法による入札保証金の納付を認めないものとする。

(4) 複数の種類による入札保証金の担保の提供を認めないものとする。

(5) 複数の金融機関の小切手による入札保証金の担保の提供を認めないものとする。

4 入札保証金の未納等又は入札保証に係る書類の不備による入札の無効

入札保証に関し、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 2（1）に掲げる入札保証に係る書類の提出がないもの

(2) 2に掲げる入札保証金の金額及び担保が規定の額に不足するもの、3（1）に掲げる入札保証保険の保険金額が規定の額に不足するもの

(3) 3（1）に掲げる入札保証保険に係る書類に次に掲げる不備があるもの

ア 押印がなされていない場合

イ 入札保証（保険）金の記載がない場合

ウ 発注者名に誤りがある場合

エ 入札件名に誤りがある場合

オ 納付事業者名に誤りがある場合

カ その他記載内容を満たしていない等不備がある場合

5 入札保証金等の還付

(1) 入札保証金及び有価証券は、入札終了後、次の方法により速やかに還付する。また、入札保証保険は、返還しないものとする。

ア 入札保証金

入札参加者は、事前に連絡の上、入札保証金還付申請書（別記様式第2号）を当該入札執行課に提出

する。当該入札執行課は当該書類の受領後、速やかに入札保証金の還付手続を行う。

イ 有価証券

入札参加者は、事前に連絡の上、有価証券を当該入札執行課に取りに来ること。当該入札執行課は、速やかに還付手続を行う。

- (2) 入札保証金又は入札保証金に代わる担保としての有価証券は、落札者の申し出により契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部に充てることができる。この場合、落札者に納付させる契約保証金等の金額は、契約保証金等の額から入札保証金又は有価証券の額を控除した金額とする。

6 落札者が契約を結ばない場合の取扱い

落札者が契約を結ばない場合、入札保証金及び入札保証金に代わる担保としての有価証券は返還しないものとする。また、入札保証保険の締結がなされているときは、その定めに従って保険金を請求するものとする。

7 費用の負担

入札保証金の納付及び入札保証に係る書類の提出に必要な費用は、入札参加者の負担とする。

8 その他

この説明書に定めのない事項は、栃木市財務規則（平成22年栃木市規則第55号）等によるものとする。

入札保証金免除申請書

令和 年 月 日

栃木市長 様

住所又は所在地
商号又は名称
代表者職氏名 印

令和 年 月 日付で入札公告のありました「 」につきまして、栃木市財務規則第 70 条第 1 項の規定により入札保証金の免除を受けたいので、次の書類を添えて申請します。

- (理由) 該当するものに○を付けること。
- 1 保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
 - 2 過去 2 年の間に国（公団を含む。）、他の地方公共団体又は市と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

契約相手方	件名	履行期間 (納入年月日)	契約金額	内容	備考

- (添付書類) 該当するものを添付すること。
- 1 入札保証保険契約に係る保険証券
 - 2 契約書の写し（過去 2 年の間で 2 件以上）

-
- ・入札保証金の全部を免除します。
 - ・入札保証金の一部を免除します。
 - ・入札保証金を免除しません。

令和 年 月 日

様

栃木市長

入札保証金還付申請書

令和 年 月 日

栃木市長 様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印	鑑

令和 年 月 日付で入札公告のあった次の案件について、入札保証金を還付くださるよう申請します。

記

- 1 還付入札保証金額 円
- 2 件名
- 3 業務（納入）場所
- 4 振込先
- 金融機関名 銀行 本・支店
- 口座名義
- 口座種類 普 通 ・ 当 座 ・ その他（ ）
- 口座番号